

宿毛市防災士養成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿毛市補助金交付規則（昭和48年宿毛市規則第9号。以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、宿毛市防災士養成事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、防災士の資格を取得しようとする際に要する経費を予算の範囲内において補助することにより、地域防災力の向上の担い手となる人材を養成及び確保することによって、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「防災士」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた者をいう。

2 この要綱において、「養成講座」とは、高知県が開催する防災士養成講座をいう。

(補助対象者)

第4条 この事業の対象となる者は、市内に住所を有する者であって、次に掲げる項目に該当するものとする。

- (1) 防災士の資格取得後、地域の防災活動の中心となり、積極的に活動する意思のある者であること。
- (2) 宿毛市税を滞納していない者であること。

(補助対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の交付対象となる経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。

補助金の交付対象となる経費	補助金額
防災士資格取得試験受験料	3,000 円
防災士資格認証登録料	5,000 円

2 前条に規定する補助金の交付は、区分ごとに1人につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、養成講座を受講する前に宿毛市防災士養成事業費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 宿毛市税完納証明書
- (2) 養成講座の受講決定通知の写し
- (3) 誓約書兼同意書

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、宿毛市防災士養成事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により補助対象者に通知するものとする。ただし、当該申請者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときはこの限りでない。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、申請者が虚偽の申請又は不正の手段により前条の規定による交付の決定を受けたことが判明したときは、当該決定を取り消すことができるものとする。

（補助内容の変更等）

第9条 補助金対象者は、補助内容の変更または中止しようとするときは、宿毛市防災士養成事業費補助金変更申請書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、補助事業変更又は中止の承認について、宿毛市防災士養成事業費補助金変更決定通知書（第4号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 第7条の規定による補助金の交付決定通知を受けた者が、補助事業を完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早く到来する日までに、宿毛市防災士養成事業費補助金実績報告書（第5号様式）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第5条に規定する補助対象経費の支払いを証明する書類の写し（防災士資格取得試験に合格した場合は省略することができる。）

(2) 防災士認証状の写し

2 防災士資格取得試験に不合格となったものは、前項に規定する実績報告を行った後においても、資格取得に努めなければならない。

（補助金の確定及び交付）

第11条 補助金の確定に係る通知は、宿毛市防災士養成事業費補助金確定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による補助金の確定に係る通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときには、宿毛市防災士養成事業費補助金交付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成 3 1 年 1 月 1 5 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 4 年 3 月 1 5 日から施行する。

別表（第7条関係）

- (1) 暴力団（宿毛市暴力団排除条例（平成23年宿毛市条例第3号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。